

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年6月6日（令和6年（行情）諮問第667号及び同第668号）

答申日：令和7年6月20日（令和7年度（行情）答申第113号及び同第114号）

事件名：基礎情報隊が作成した情報資料及び当該記事一覧の一部開示決定に関する件
基礎情報隊が作成した情報資料及び当該記事一覧の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる2文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる32文書（以下、順に本件請求文書1に係るものを「文書1」ないし「文書15」、本件請求文書2に係るものを「文書16」ないし「文書32」といい、第4及び第5において、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成30年4月27日付け防官文第7201号、同年9月27日付け同第15340号、同年6月1日付け同第8979号及び同年10月11日付け同第16089号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 諮問第667号

（ア）原処分1関係

a 他にも文書が存在するものと思われる。

（a）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点に

において、『当該行政機関が保有しているもの』」（「準備書面（１）」（平成２４年１１月２２日）８頁。別紙１（略））である。

（b）国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成１８年３月 総務省行政管理局情報公開推進室）は、「行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である」（表紙から２２枚目（未添付））と定めている。

（c）（a）及び（b）の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

（d）そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定・明示を求めるものである。

b 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報の特定を求めるものである。

c 特定されたPDFファイルが本件対象文書（第２においては、各原処分の対象である文書を指す。）の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成２２年度（行情）答申第５３８号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

d 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月

4日付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

e 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体についても存在しないか、特定を求めるものである。

f 開示実施手数料の見直しを求める。

本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである。

g 記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(イ) 原処分2関係

a 不開示決定の取消し（他にも文書が存在するものと思われる）。
上記（ア）a（a）ないし（c）と同じ

本件開示決定で具体的な電磁的記録形式を特定していないのは、実質的な不開示決定（かつその決定の事実の隠蔽）であり、その取消しと、具体的な電磁的記録形式の特定・明示を求めるものである。

b 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

c 複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、交付された複写が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

d 一部に対する不開示決定の取り消し。

「当該記事一覧」が存在しないとのことだが、「防衛省行政文書管理規則」（平成２３年防衛省訓令第１５号）第１４条は、防衛省職員に対して「作成し、又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること」を義務付けており、不存在が事実であれば、同条項に違反することになる。

同条項に従うなら、名称はいずれにせよ、記事一覧に相当する文書が存在するものと思われる。

- e 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号）についても開示・不開示の判断を求める。

平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

- f 上記（ア）eと同じ

- g 対象文書に漏れがないか改めて確認すべきである。

「当該記事一覧」が存在しないとされていることから、対象文書に漏れがないかを不服申立人（原文ママ）は確認することができない。念のため、再度対象文書について漏れがないか、確認すべきである。

- h 文書の特定に誤りがある。

本件対象文書はいずれも、第１回開示決定で特定された文書と一連の綴りでありながら、第１回開示決定で特定された文書との順番が不明である。

イ 諮問第６６８号

（ア）原処分３関係

- a 上記ア（イ）aと同じ
- b 上記ア（イ）bと同じ
- c 上記ア（イ）cと同じ
- d 一部に対する不開示決定の取り消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

- e 上記ア（イ）eと同じ
- f 上記ア（ア）eと同じ
- g 文書の特定に誤りがある。

「当該記事一覧」が存在しないとされていることから、対象文

書に漏れがないかを不服申立人は確認することができない。念のため、再度対象文書について漏れがないか、確認するべきである。

- h 本件対象文書は、今回の開示決定で特定される文書と一連の綴りでありながら、順番が不明である。

(イ) 原処分 4 関係

- a 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（「準備書面（１）」（平成 24 年 11 月 22 日）8 頁。別紙 1（略））である。

そこで本件開示決定通知書で特定された PDF ファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

- b 上記ア（イ）b と同じ
- c 上記ア（イ）c と同じ
- d 上記ア（イ）d と同じ
- e 上記ア（イ）e と同じ
- f 上記ア（ア）e と同じ
- g 文書の特定に誤りがある。

本件対象文書は、前回開示決定で特定された文書と一連の綴りであるはずでありながら、前回開示決定で特定される予定の文書との順番が不明である。

- h 上記ア（イ）g と同じ

(2) 意見書（添付資料は省略）

諮問第 668 号

意見：文書管理に関する記載事項が欠落している。

本件対象文書のうち連番 3（文書 18 を指す。）は、右（略）の通り（原文ママ）、文書管理に関する記載事項が欠落している。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問第 667 号（原処分 1 及び原処分 2 関係）

(1) 経緯

原処分 1 及び原処分 2 に関する開示請求（以下「本件開示請求 1」という。）は、本件請求文書 1 の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書 1 ないし文書 15 を特定した。

本件開示請求 1 については、法 11 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成 30 年 4 月 27 日付け防官文第 7201 号により、文書 1 について、法 5 条 3 号に該当する部分を不開示とする一部

開示決定処分（原処分１）を行った後、同年９月２７日付け防官文第１５３４０号により、文書２ないし文書１５について、法５条３号に該当する部分及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（原処分２）を行った。

諮問第６６７号の前提となる審査請求（以下「本件審査請求１」という。）は、原処分１及び原処分２に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求１について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約６年及び約５年７か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（２）文書１ないし文書１５について

ア 文書１ないし文書１５については、陸上自衛隊基礎情報隊（以下「基礎情報隊」という。）の各科担当者が新聞、インターネット等様々な媒体から収集した情報を基に電磁的記録により作成したものである。当該文書の保管は、システム内にフォルダを作成し、その中に格納することにより行っている。

イ 文書１５については、文書１４とは異なるシステムに保管（登録）されているデータ資料である。

（３）「当該記事一覧」について

文書１ないし文書１５は、上記（２）のとおりシステム内に保管しており、当該文書は利用者の目的に応じて資料名、トピック、地域、キーワード等を適宜選択し検索できる環境にあり、一覧性を持った資料を作成する必要はないことから、当該記事一覧については作成していない。

（４）法５条該当性について

原処分１及び原処分２において不開示とした部分及び不開示とした理由は、次のとおりであり、法５条３号に該当する部分を不開示とした。

ア 文書１ないし文書１３の文書中、情報資料作成者の氏名及び階級等については、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働きかけが直接行われるおそれがあるなど、じ後の防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。

イ 文書１４及び文書１５については、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。

（５）審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」及び「不開示決定の取消し（他にも文書が存在するものと思われる）」として、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式の特定及び明示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。

イ 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても開示・不開示の判断を求める」として、いわゆる変更履歴情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求1に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが文書1の全ての内容を複製しているか確認を求める」及び「複製の交付が文書2ないし文書13の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、文書1ないし文書13と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」とともに、「開示実施手数料の見直しを求める」として、文書1ないし文書15に紙媒体が存在すれば、それを特定した上で、原処分1においては、それに見合った開示実施手数料の提示を求めるが、文書1ないし文書15の紙媒体は保有しておらず、また、原処分1においては、特定した電磁的記録の開示実施手数料を適正に通知している。

オ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取り消し」として、「当該記事一覧」の特定を求めるとともに、「「防衛省行政文書管理規則」（平成23年防衛省訓令第15号）第14条は、防衛省職員に対して「作成し、又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること」を義務付けており、不存在が事実であれば、同条項に違反することになる」と主張するが、同条の規定は、「当該記事一覧」の作成を義務付けるものではなく、作成していない。

カ 審査請求人は、「対象文書に漏れがないか改めて確認すべきである」及び「文書の特定に誤りがある」としているが、文書1ないし文書15のほかに本件開示請求1に係る行政文書は保有していない。

キ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処

分1及び原処分2を維持することが妥当である。

2 諮問第668号（原処分3及び原処分4関係）

（1）経緯

原処分3及び原処分4に関する開示請求（以下「本件開示請求2」という。）は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書16ないし文書32を特定した。

本件開示請求2については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成30年6月1日付け防官文第8979号により、文書16について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分3）を行った後、同年10月11日付け防官文第16089号により、文書17ないし文書32について、法5条3号に該当する部分及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（原処分4）を行った。

諮問第668号の前提となる審査請求（以下「本件審査請求2」という。）は、原処分3及び原処分4に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求2について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年10か月及び約5年7か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（2）文書16ないし文書32について

ア 上記1（2）アと同じ（ただし、「文書1ないし文書15」を「文書16ないし文書32」に改める。）

イ 上記1（2）イと同じ（ただし、「文書15」を「文書32」に、「文書14」を「文書31」にそれぞれ改める。）

（3）「当該記事一覧」について

上記1（3）と同じ（ただし、「文書1ないし文書15」を「文書16ないし文書32」に改める。）

（4）法5条該当性について

原処分3及び原処分4において不開示とした部分及び不開示とした理由は、次のとおりであり、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

ア 上記1（4）アと同じ（ただし、「文書1ないし文書13」を「文書16ないし文書30」に改める。）

イ 上記1（4）イと同じ（ただし、「文書14及び文書15」を「文書31及び文書32」に改める。）

（5）審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「不開示決定の取消し（他にも文書が存在するものと思われる）」及び「他にも文書が存在するものと思われる」として、

P D F ファイル形式以外の電磁的記録形式についても特定を求めるが、本件対象文書の電磁的記録は特定された P D F ファイル形式が全てである。

イ 上記 1 (5) イと同じ（ただし、「本件開示請求 1」を「本件開示請求 2」に改める。）

ウ 上記 1 (5) ウと同じ（ただし、「「特定された P D F ファイルが文書 1 の全ての内容を複写しているか確認を求める」及び「複写の交付が文書 2 ないし文書 1 3 の全ての内容を複写しているか確認を求める」」を「「複写の交付が文書 1 6 ないし文書 3 0 の全ての内容を複写しているか確認を求める」」に、「文書 1 ないし文書 1 3」を「文書 1 6 ないし文書 3 0」にそれぞれ改める。）

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取り消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分 3 及び原処分 4 においては、文書 1 6 ないし文書 3 2 の法 5 条該当性を十分に検討した結果、上記 (4) のとおり、文書 1 6 ないし文書 3 2 の一部が同条 3 号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。また、「当該記事一覧」の特定を求めるとともに、「「防衛省行政文書管理規則」（平成 2 3 年防衛省訓令第 1 5 号）第 1 4 条は、防衛省職員に対して「作成し、又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること」を義務付けており、不存在が事実であれば、同条項に違反することになる」と主張するが、同条の規定は、「当該記事一覧」の作成を義務付けるものではなく、作成していない。

オ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、文書 1 6 ないし文書 3 2 は電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。

カ 上記 1 (5) カと同じ（ただし、「「対象文書に漏れがないか改めて確認すべきである」及び「文書の特定に誤りがある」」を「「文書の特定に誤りがある」及び「対象文書に漏れがないか改めて確認すべきである」」に、「文書 1 ないし文書 1 5」を「文書 1 6 ないし文書 3 2」に、「本件開示請求 1」を「本件開示請求 2」にそれぞれ改める。）

キ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分 3 及び原処分 4 を維持することが妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和6年6月6日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第667号及び同第668号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月21日 審議（同上）
- ④ 同年7月16日 審査請求人から意見書及び資料を収受（令和6年（行情）諮問第668号）
- ⑤ 令和7年5月16日 委員の交代に伴う所要の手續の実施並びに本件対象文書の見分及び審議（令和6年（行情）諮問第667号及び同第668号）
- ⑥ 同年6月13日 令和6年（行情）諮問第667号及び同第668号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分2及び原処分4については、文書の再特定及び不開示部分の開示を求め、原処分1及び原処分3については、不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件対象文書は、基礎情報隊の担当者が、収集した情報を基に作成した資料であり、本件開示請求1時点において文書1ないし文書15を、本件開示請求2時点において文書16ないし文書32を、それぞれ保有していたが、その他には、本件請求文書に該当する文書は作成しておらず、保有もしていない。

イ 本件各審査請求を受け、念のため改めて、基礎情報隊の関係部署の執務室、書棚、書庫、パソコン上のファイル及び共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

（2）以上を踏まえて検討すると、本件請求文書のうち、「当該記事一覧」は作成・保有していないとともに、本件対象文書は、基礎情報隊において作成及び管理されており、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の上記（1）ア、上記第3の1（3）、同1

(5) カ、同 2 (3) 及び同 2 (5) カの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情もない。

また、諮問庁が説明する上記 (1) イの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

したがって、防衛省において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 文書 1 ないし文書 13 及び文書 16 ないし文書 30 の不開示部分について

標記不開示部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第 3 の 1 (4) ア及び同 2 (4) アのとおり説明する。

当審査会において標記文書を見分したところ、当該不開示部分には、当該情報資料の作成者の氏名及び階級等が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にした場合、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働き掛けが直接行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 文書 14、文書 15、文書 31 及び文書 32 について

標記文書を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第 3 の 1 (4) イ及び同 2 (4) イのとおり説明する。

当審査会において当該文書を見分したところ、当該文書は、いずれも基礎情報隊が作成した各国及び軍事科学技術に関する情報が記載された資料であると認められる。

これを検討するに、当該文書については、その名称及び数量を含めて、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人が、意見書で述べる点 (上記第 2 の 2 (2)) は、その主張自体から開示の実施に関するものであると解されるので、当審査会の

判断対象ではないが、念のために、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人の上記指摘については、いずれも原本自体がそのようになっているのであり、上記第3の2（5）ウで述べたとおり、開示実施文書と原本に齟齬はないとのことであった（なお、諮問書に添付された開示実施文書の写しと諮問庁から提示を受けた本件対象文書を対比しても、この点の諮問庁の説明は首肯し得る。）。

（2）審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、各審査請求から諮問までにそれぞれ約6年、約5年7か月、約5年10か月及び約5年7か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1 (諮問第667号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料(2018年2月分)及び当該記事一覧。

(2) 本件請求文書2 (諮問第668号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料(2018年3月分)及び当該記事一覧。

2 特定された文書

(1) 諮問第667号

ア 原処分1 関係

文書1 ロシア国防省評議会拡大会合(2017年12月26日)

イ 原処分2 関係

文書2 ロシア、「オボロンプロム」社を2018年に廃止予定

文書3 中国陸軍特殊作戦部隊、ジャイロコプターを装備

文書4 北朝鮮の象徴1、2か所、米国はいつでも「鼻血」出させる攻撃可能

文書5 ロシア、カリーニングラード州の「イスカンデルM」配備に関わる政府高官発言

文書6 中国空軍空挺兵、合成大隊による空挺降下訓練を実施

文書7 台湾軍、2018年聯勇演習を実施

文書8 北朝鮮、朝鮮人民軍創建70周年慶祝閱兵式を盛大に挙行
我が党と国家、軍隊の最高領導者金正恩同志が参加した

文書9 ロシア軍のシリア作戦結果に関する実務会議におけるショイグ国防相の発言

文書10 ロシア軍のシリア作戦結果に関する実務会議におけるプーチン大統領の発言

文書11 中国陸軍合成大隊、市街地戦闘訓練を実施

文書12 北朝鮮、米国の「鼻血作戦」に対する反応

文書13 米中央陸軍、野外支援旅団が事前集積資材(APS)交付演習を実施

文書14 各国データベース

文書15 基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料(2018年2月分)に係る行政文書のうち、文書2な

いし文書 1 4 以外の文書

(2) 諮問第 6 6 8 号

ア 原処分 3 関係

文書 1 6 ペスコフ大統領報道官、装備国家綱領 2 0 2 7 の策定状況に関する発言

イ 原処分 4 関係

文書 1 7 中国、無人艇の初航行を実施

文書 1 8 米強襲揚陸艦「ボノム・リシャール」、コブラ・ゴールド 1 8 を開始

文書 1 9 ロシア国防省評議会（2 月 2 6 日）

文書 2 0 北朝鮮、2 年前ミサイル技術も派遣、北朝鮮とシリアのコネクション

文書 2 1 コブラ・ゴールド 1 8、米・泰・韓による海岸強襲を終了

文書 2 2 中国軍、1 7 式長袖体育訓練服等を支給予定

文書 2 3 ロシア太平洋艦隊司令官へのインタビュー

文書 2 4 台湾陸軍、2 0 1 8 年度初の戦備訓練週間を開始

文書 2 5 韓国陸軍女性軍人、女性では全軍で初のドローン操縦士資格証取得

文書 2 6 中国海軍陸戦隊、長距離機動訓練を実施

文書 2 7 米陸軍、欧州の事前集積資材に 1 個機甲旅団戦闘団分を追加へ

文書 2 8 ロシア地上軍総司令官、地上軍の現状及び見通しに関するインタビュー記事

文書 2 9 中国海軍陸戦隊、長距離機動に引き続き訓練開始式を実施

文書 3 0 米陸軍、治安部隊支援旅団がアフガニスタンで初の派遣任務を開始

文書 3 1 各国データベース

文書 3 2 基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料（2 0 1 8 年 3 月分）に係る行政文書のうち、文書 1 7 ないし文書 3 1 以外の文書